

学校法人 阿弥陀寺教育学園 国際医療福祉専門学校学則

第1章 総 則

(名称)

第1条 本校は、学校法人阿弥陀寺教育学園国際医療福祉専門学校（以下「本校」という。）という。

(位置)

第2条 本校の位置を、千葉県千葉市中央区村田町336番地8に置く。

(目的)

第3条 本校は、教育基本法及び学校教育法並びに関係法令に基づき専修学校教育を行い、保健・医療・福祉に関する専門職者の養成に必要な知識及び技能を教授し、社会に貢献できる人材を育成することを目的とする。

(自己点検・評価)

第4条 本校は、教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

第2章 課程・学科・修業年限・定員並びに学期、休業日

(課程・学科・修業年限・定員)

第5条 本校の課程、学科及び修業年限並びに定員は次のとおりとする。

| 課程名 | 学科名(コース名) | 修業年限 | 入学定員 | 学級数 | 総定員 | 備考 | |
|--------|-------------|----------|------|-----|-----|------|----|
| 医療専門課程 | 救急救命学科 | 2年 | 40名 | 1学級 | 80名 | 昼間 | |
| | リハビリテーション学科 | 理学療法士コース | 3年 | 40名 | 1学級 | 120名 | 昼間 |
| | | 作業療法士コース | 3年 | 30名 | 1学級 | 90名 | 昼間 |

2 救急救命学科は4年、リハビリテーション学科は6年を超えて在籍することはできない。

(学期)

第6条 本校の学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 本校の学期は、次のとおりとする。

前期：4月1日から9月30日まで

後期：10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第7条 本校の休業日は、次のとおりとする

(1) 土曜日・日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する日

(3) 夏期休業 7月24日から8月31日まで

(4) 冬期休業 12月24日から翌年1月7日まで

(5) 春期休業 3月16日から3月31日まで

2 教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があるときは、前項の規定にかかわらず、休業日に授業を行うことがある。

第3章 教育課程・授業時間数及び単位数・成績

評価・始業及び終業並びに教職員組織

(教育課程・単位及び授業時間数)

第8条 本校の教育課程及び授業時間数は、別表のとおりとする。

- 2 本校における卒業に必要な授業時間数もしくは単位は、救急救命学科は88単位以上、リハビリテーション学科において理学療法士コースは104単位以上、作業療法士コースは105単位以上とする。
- 3 単位の計算方法については、1単位の授業時間数を45時間の修学を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、1単位の授業時間数は、講義及び演習については15時間から30時間、実験、実習及び実技については30時間から45時間の範囲で定める。
- 4 臨地実習については、1単位45時間の実習をもって計算する。

(成績評価)

第9条 授業科目の成績評価は、試験及び実習の成果、履修状況等を総合的に鑑み、単位認定会議の議を経て学校長が評価、認定する。ただし、出席時間数が各科目の授業時間数の3分の2（実習においては5分の4）に達しない者は、その科目については評価を受けることができない。

(既修得単位の認定)

- 第10条 リハビリテーション学科については、大学、短期大学、高等専門学校、専門士を取得できる専修学校を卒業または退学し、新たに本校に入学した者の既修得単位については、単位認定会議の議を経て、本校において修得したものとみなし単位を認定することができる。
- 2 前項に規定する既修得単位については、編入学の場合を除き、別表の科目について15単位を越えない範囲で認めることができる。

(授業の終始期)

第11条 本校の始業及び終業の時間は、次のとおりとする。

| 課程名 | 学科名(コース名) | 昼夜別 | 始業時間 | 終業時間 | 曜日 | |
|--------|-------------|----------|-------|--------|--------|-----|
| 医療専門課程 | 救急救命学科 | 昼間 | 8時50分 | 16時30分 | 月～金 | |
| | リハビリテーション学科 | 理学療法士コース | 昼間 | 8時50分 | 16時20分 | 月～金 |
| | | 作業療法士コース | 昼間 | 8時50分 | 16時20分 | 月～金 |

ただし、授業時間は学校長が必要であると認めたときは、これを変更することができる。

(教職員組織)

第12条 本校に次の教職員を置く。

- (1) 学校長 1名
- (2) 教員 15名以上（専任・兼任・助手を含む）

| 課程名 | 学科名 | 専任教員 | |
|--------|-------------|----------|------|
| 医療専門課程 | 救急救命学科 | 3名以上 | |
| | リハビリテーション学科 | 理学療法士コース | 6名以上 |
| | | 作業療法士コース | 6名以上 |

- (3) 事務職員 3名以上
- 2 学校長は、校務をつかさどり、所属教職員を監督する。

第4章 入学、休学、退学及び卒業

(入学資格)

第13条 本校の入学資格は、次のとおりとする。

- (1) 学校教育法第90条第1項の規定により、大学に入学することができる者
- (2) 文部科学大臣の定めるところにより、これに準ずる学力があると認められる者

- イ 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者も含む。）
- ロ 外国において、前号及び（2）イと同等と認められる者
- ハ 文部科学大臣の指定した者
- ニ 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- ホ 修業年限が3年の専修学校の高等課程を修了した者
- ヘ その他専修学校において、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認められる者

（入学及び進級の時期）

第14条 本校の入学及び進級の時期は4月とする。

（入学の出願）

第15条 本校へ入学又は転入・編入学を志願する者は、学校長が定める期日までに、所定の願書に、次に掲げる書類を添えて願い出なければならない。

- （1）卒業証明書若しくは卒業見込み証明書
- （2）調査書（大学卒業者は、単位取得証明書又は成績証明書）
- （3）推薦書（推薦入学を希望する者）
- （4）併願申請書（他校を併願する場合）
- （5）入学検定料払込証明書

（入学試験）

第16条 本校へ入学するための試験は、学力検査、出身校の調査書（大学卒業者は、単位取得証明書又は成績証明書）及び面接等で、次の方法等で選抜を行う。

- （1）推薦入学試験（高校・自己）
- （2）一般入学試験
- （3）AO入学試験

（入学手続）

第17条 本校の入学手続は、次のとおりとする。

- （1）本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書に必要事項を記入して第24条に定める入学検定料及び必要書類を添えて、指定期日までに願出しなければならない。
- （2）前号の手続を終了した者に対して入学試験を行い、入学者を決定する。
- （3）本校に入学を許可された者は、入学許可の日から所定期間内に第24条の入学金を添え、手続きをとらなければならない。

（転入・編入学）

第18条 本校への転入学及び編入学は、原則として、定員に空きがある場合に、これを認める。

- 2 転入学及び編入学の希望があった場合、学校長が希望者の養成施設の指定教科の取得状況等を鑑み、転入、編入、在学年数等を決定する。
- 3 転入学及び編入学の時期は、入学が許可された学年の始めとする。

（休学・復学）

第19条 病気、その他やむを得ない事由によって、引き続き3ヶ月以上修学することができない者は学校長の許可を得て休学することができる。

- 2 休学の期間は、通算して1年以内とする。
- 3 休学の期間は、第5条第2項に規定する在学期間に算入しないものとする。
- 4 前項の者が復学しようとする場合には学校長の許可を得なければならない。

（退学）

第20条 退学しようとする者は、その事由を記して、学校長に許可を受けなければならない。

（課程修了の認定）

第21条 第9条に定める授業科目の成績評価に基づいて、学校長は課程修了の認定を行う。

- 2 所定の修業年限以上在学し、課程を修了したと認められる者には卒業証書を授与する。

- 3 前2項の規定により、医療専門課程・救急救命学科、リハビリテーション学科を修了した者には専門士（医療専門課程）の称号を付与する。

第5章 賞 罰

（褒賞）

第22条 成績優秀にして他の模範となる者については褒賞することができる。

（懲戒）

第23条 学校長は、本校の規則に違反し又は、本校の学生としての本分に反する行為があった場合等、教育上必要と認められる場合には、学生に対し懲戒を加えることができる。

- 2 前項に規定する懲戒の種類は、訓告、停学、退学とする。
- 3 前項に規定する退学は、次に該当する者に対して行う。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣悪で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な理由がなくて出席が常でない者
 - (4) 本校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第6章 入学金及び授業料等

（納付金）

第24条 本校の入学検定料、入学金、授業料、実習費、施設費及び諸経費は、次のとおりとする。

| 内 訳 | 救急救命学科 | リハビリテーション学科 | |
|---------|---------|-------------|----------|
| | | 理学療法士コース | 作業療法士コース |
| 入学検定料 | 10,000 | 10,000 | 10,000 |
| 入 学 金 | 200,000 | 300,000 | 200,000 |
| 授業料(年額) | 780,000 | 880,000 | 780,000 |
| 実習費(年額) | 250,000 | 250,000 | 250,000 |
| 施設費(年額) | 200,000 | 250,000 | 250,000 |
| 諸経費(年額) | 50,000 | 50,000 | 50,000 |

（授業料等の納付）

- 第25条 授授業料その他の納付金は、国際医療福祉専門学校納付未納者への対応方針（内規）及び国際医療福祉専門学校納付金の納入に関する細則により（以下「対応方針」という。）年額の2分の1を前期と後期にわけて納付しなければならない。2 前項の規定にかかわらず、特別な事由がある場合、別に定めるところにより授業料その他の納付金の全部又は一部を免除することがある。
- 2 前項の規定にかかわらず、特別な事由がある場合、対応方針に定めるところにより授業料その他の納付金の全部又は一部について、延納等を認めることがある。

（授業料等の返金）

- 第26条 既に納入した納付金は、返還しない。ただし、必要と認められる事由があり、学校長がこれを許可した場合は、この限りではない。
- 2 第23条に規定する懲戒処分を受けた者についても、前項と同様とする。

（休学者等の授業料等）

- 第27条 休学する者に対しては、休学期間中の授業料、実習費、施設費及び諸経費は徴収しない。
- 2 留年する者に対しては、前年度の授業料その他の納付金が完納されている場合、授業料及び実習費（実習についての履修が修了している者に限る。）を免除する。

（除籍）

- 第28条 次のいずれかに該当する者については、除籍することができる。
- (1) 授業料その他の納付金を納入期限から3ヶ月以上滞納した者
 - (2) 第5条第2項に規定する在学期間を超えた者

- (3) 第19条第2項に規定する休学期間を超えた者
- (4) 正当な理由なく3ヶ月以上無断で連続欠席した者
- (5) 死亡した者

第7章 雑 則

(健康診断)

第29条 学校保健安全法第13条の規定に基づき、健康診断を毎年1回、別に定めるところにより実施する。

(学校行事)

第30条 校内体育大会及びレクリエーションを必要に応じ実施する。

(通学方法)

第31条 通学方法については、入校時に学生カードに必要事項を記入し、学校長に提出しなければならない。

- 2 自家用自動車、自動二輪車原動機付自転車及び自転車で通学しようとするときは、所定の手続きにより、学校長に許可を得ること。

(個人情報の取扱い)

第32条 個人情報の適正な取扱いに必要な事項は、千葉県個人情報保護条例（平成5年千葉県条例第1号）の定めるところによるものとする。

(付帯教育事業)

第33条 本校の付帯教育事業については別に定める。

(施行細則)

第34条 この学則の施行についての細則は、別に定める。

附 則

- 1 この学則は、平成10年4月1日より施行する。
- 1 現行の学則を改正し、平成12年4月1日より新学則を施行する。
- 1 この学則は、平成13年4月1日より施行する。
- 1 この学則は、平成14年4月1日より施行する。
- 1 この学則は、平成16年4月1日より施行する。
- 1 この学則は、平成17年4月1日より施行する。
- 1 この学則は、平成18年4月1日より施行する。
- 1 この学則は、平成19年4月1日より施行する。
- 1 この学則は、平成20年4月1日より施行する。
- 1 この学則は、平成21年4月1日より施行する。
- 1 この学則は、平成22年4月1日より施行する。
- 1 この学則は、平成23年4月1日より施行する。
- 1 この学則は、平成24年4月1日より施行する。
- 1 この学則は、平成25年4月1日より施行する。
- 1 この学則は、平成26年4月1日より施行する。
改正後の第24条の規定は、平成26年度以後の入学者について適用し、平成25年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 1 この学則は、平成26年4月1日より施行する。
改正後の第8条の規定は、平成26年度以後の入学者について適用し、平成25年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 1 この学則は、平成28年4月1日より施行する。
- 1 この学則は、平成29年4月1日より施行する。
- 1 この学則は、令和2年4月1日より施行する。
改正後の第8条の規定は、令和2年度以後の入学者について適用し、平成31年度以前の

入学者については、なお従前の例による。

- 1 この学則は、令和3年4月1日より施行する。
- 1 この学則は、令和5年5月1日より施行する。
- 1 この学則は、令和6年4月1日より施行する。
- 1 この学則は、令和7年4月1日より施行する。